

# 所得税の確定申告、市県民税申告は正しくお早めに

受付期間  
2月16日(金)  
3月15日(木)



平成29年分の所得税の確定申告及び平成30年度の市県民税申告を受け付けます。期間内の申告、納税をお願いします。

問い合わせ 市税務課 ☎43・8117

## 所得税の確定申告と市県民税申告について

所得税は、自分で所得を計算して税金を算出し、納税する「申告納税制度」です。期間内に申告書を作成し、提出してください。提出期間を過ぎると市役所では受け付けできません。国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料が正しく算定できない場合があるため、所得税がかかる人でも、市県民税の申告が必要な場合があります。収入が遺族年金、障害年

金のみで誰も扶養していない人は、電話で申告することができます。

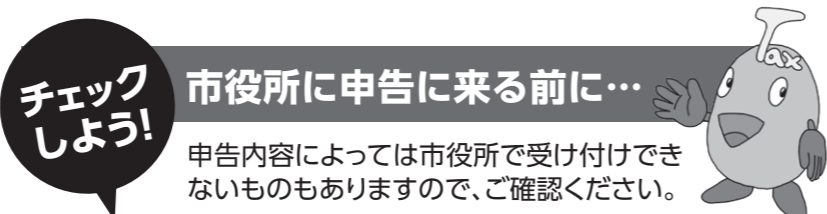
## 確定申告の対象者

- 商工業、農林漁業などを営む人や保険の外交員など、個人事業主として報酬をもらっている人
- 家賃や地代などの不動産収入がある人
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える人、または400万円以下であっても公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える人
- 生命保険の満期などのため、積み立てた金額を上回る返戻金を受け取った人
- 住宅借入金等特別控除を受けける人(新築1年目など)
- 医療費控除や雑損控除など、年末調整ではできない所得金額が20万円を超える人

得控除の追加をする人  
● 土地、建物などを売却した人や、株式の売買、株式などの配当収入がある人  
● ふるさと納税のワンストップ特例に該当しない人  
● その他確定申告すること、所得税の減額や還付を受けることができる人

## 確定申告に必要なもの

- 申告者および扶養者のマイナンバーカード ※マイナンバーカードを持っていない場合は、番号通知カードと運転免許証などの本人確認書類
- 印鑑 ※認印でも可
- 申告書 ※税務署から送られてきた人のみ
- 給与、年金の所得がある人は、その源泉徴収票 ※源泉徴収票の住所と現住所が異なる場合は住民票の写しも必要
- 事業収入がある人は、収支内訳書または決算書 ※作成済みの人のみ受付可
- その他の収入がある人は、収入と経費が分かる書類
- 生命保険料控除や地震保険料控除がある人は、保険会社などが発行した証明書
- 社会保険料控除がある人は、国民健康保険税や国民年金保険料などの領収書または証明書
- 本人または扶養親族が障害者控除に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、その必要書類 ※住民票は不要
- 雑損控除を受ける人は、被害の内容を証明する書類
- 申告者名義の金融機関の口座番号 ※還付の場合は必須
- 医療費控除を受ける人は、従来の医療費控除かセルフメディケーション税制の控除のどちらかを選択 ※添付書類などは左ページの表を参照 ※次のうち1つでも受けていればセルフメディケーション税制の控除が適用できます。
- インフルエンザの予防接種または定期予防接種
- 市区町村が行うがん検診
- 職場で受けた定期健康診断
- 市区町村で行う特定健診
- 健康保険組合や市町村国保などが実施する人間ドックやがん検診などの各種検診



## 市役所に申告に来る前に…

申告内容によっては市役所で受け付けできないものもありますので、ご確認ください。

申告書を自分で作成できる。または自主申告書作成に興味がある。

はい ↓

いいえ ↓

自主申告書作成コーナーを案内します。マイナンバーカードを持っている人は、電子申告も利用できます。入力補助員はいますが、給与や年金以外の所得は、補助できない場合があります。また、入力補助員は税制等の質問には回答できません。

申告内容に以下の所得等が含まれる。  
土地の譲渡(分離短期、分離長期など)、株の譲渡と分離配当、山林、先物取引、損失の繰越

はい ↓

いいえ ↓

税務署からの指導により、市役所では申告を受け付けできません。香椎税務署で申告してください。

申告内容に下記の所得が含まれる。  
営業、農業、不動産、利子、総合(短期・長期)譲渡、退職

はい ↓

いいえ ↓

営業・農業・不動産の所得がある人で収支内訳書または決算書を作成済みである(この所得がない人は「はい」へ)。

市職員が申告を受け付けます。

はい ↓

いいえ ↓

税理士、税務署職員が申告を受け付けます。

市の申告会場では受付できませんので、作成後にお越しいただくか、香椎税務署にご相談ください。

## 市役所での申告

期間 2月16日(金)~3月15日(木)

※土曜・日曜日は除く

受付時間 9:00~10:30、

13:00~15:00

場所 市役所別館大ホール

津屋崎行政センター大会議室

## 注意事項

- ・行政センターは受付時間中でも人数制限をする場合があります。初日は混雑が予想されます。
- ・市役所会場では2月19日(月)~21日(水)は香椎税務署職員も受け付けます。
- ・申告会場には税理士がいます。ただし、津屋崎行政センターには3月12日(月)以降、税理士がいません。

## 香椎税務署での申告

期間 2月16日(金)~3月15日(木)

の平日と2月18日(日)、2月25日(日)

時間 9:00~16:00

※駐車場は利用できません。公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ 香椎税務署

福岡市東区千早6丁目2-1

☎092・661・1031

## イータックス e-Tax での申告

マイナンバーカードを持っている人は、電子申告も利用できます。e-Tax (<http://www.nta.go.jp>)

## 医療費控除の申告に添付する書類が変わります

### 医療費控除について

①医療費控除の明細書	添付
②医療保険者が発行する医療費通知	①の医療費通知に関する事項欄を記入した場合は添付
③医師が発行したおむつ使用証明書など	提示または添付(※)
④領収書	添付、提示は不要。5年間保管

### セルフメディケーション税制について

①セルフメディケーション税制の明細書	添付
②予防接種の領収書、職場で受けた健康診断の結果通知、市のがん検診の結果通知など一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類	提示または添付(※) 健診・検診の結果通知は写しでも可
③医薬品などの領収書	添付、提示は不要。5年間保管

※申告会場で市職員または税理士が申告を受け付ける場合は提示。それ以外は添付